

# 第 157 号 令和 5 年 10 月発行

## — 目 次 —

記 事	頁
<b>〈特集〉</b>	
令和6年度 不動産・建設経済局関係予算 概算要求について	2
令和4年度 建設業取引適正化センターの活動状況について	5
<b>〈機構主催の講習会〉</b>	
機構主催の講習会	15
<b>〈建設業行政等〉 【行政情報】</b>	
建設業の人材確保・育成に向けた取組を進めていきます ～国土交通省・厚生労働省の令和6年度概算要求の概要～	21
技術検定受検資格に関する実務経験の証明について	26
建設工事の取引適正化のため、価格転嫁・工期設定の状況等の調査を実施 ～全国12,000業者に対し令和5年度下請取引等実態調査を実施します～	33
下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について	34
建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました	47
「特定技能及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の改訂について	49
「建設業取引適正化推進期間」の実施について	54
担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指すために建設産業の諸課題に対して早急に講ずべき具体策がとりまとめられました～建設業法等の改正も視野に、基本問題小委員会で中間とりまとめ～	58
建設工事紛争取扱状況(令和4年度)	76
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況(令和5年(2023年)度第1四半期)	90
<b>〈建設業行政等〉 【監督処分情報】</b>	
監督処分情報 (令和5年4月～6月)	92
<b>〈独占禁止法・下請法関係〉</b>	
高知県が発注する地質調査業務の入札参加者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について	94
法遵守状況の自主点検の要請(フォローアップの開始)について	101
<b>〈機構情報〉</b>	
講師派遣のご案内	108
お役に立っています！ 機構の講習会	111
販売図書のご案内	114
建設業取引適正化センターのご案内	116
建設業法令遵守ポスターについて	118

# 特 集

記 事	ページ
令和6年度 不動産・建設経済局関係予算 概算要求について	2
令和4年度 建設業取引適正化センターの活動状況について	5

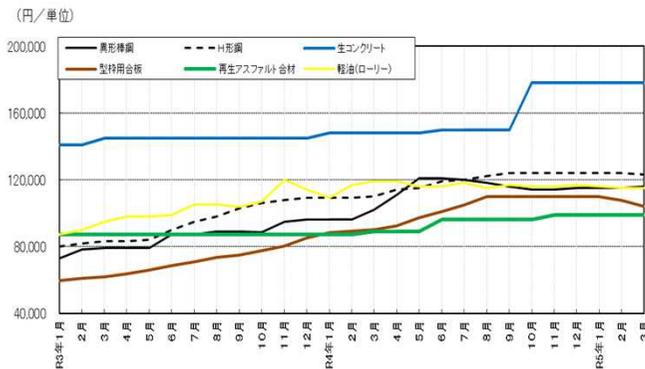
# 建設業法等の実効性の確保

令和6年度予算概算要求額: 108百万円

○建設業法等の実効性確保のため、建築資材価格の高騰も踏まえた取引の適正化を目的とする実態調査や、建設資材の再資源化の推進を目的とする調査等に係る経費を要求。

## 課題① 価格転嫁対策の推進

- 原材料費等の高騰による建築資材の価格上昇
- 法令遵守の徹底の要請



### (問題)

- ・ 建設資材価格の高騰を踏まえた適切な価格転嫁の協議が十分になされていない。
- ・ 建設業法等の法令遵守を徹底し、受注者・発注者間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要。

### (予算要求内容)

- ・ 元請・下請間の契約の締結状況や下請代金の支払状況といった下請取引の実態をヒアリング等により把握し、不適正な取引を抽出するとともに、立入検査等による建設業者への指導・監督を実施
- ・ 建設工事の請負契約をめぐるトラブル・紛争について、アドバイス等を実施
- ・ 建設業の法令遵守に関し、建設業法に係る制度を周知

## 課題② 建設資材の再資源化の推進

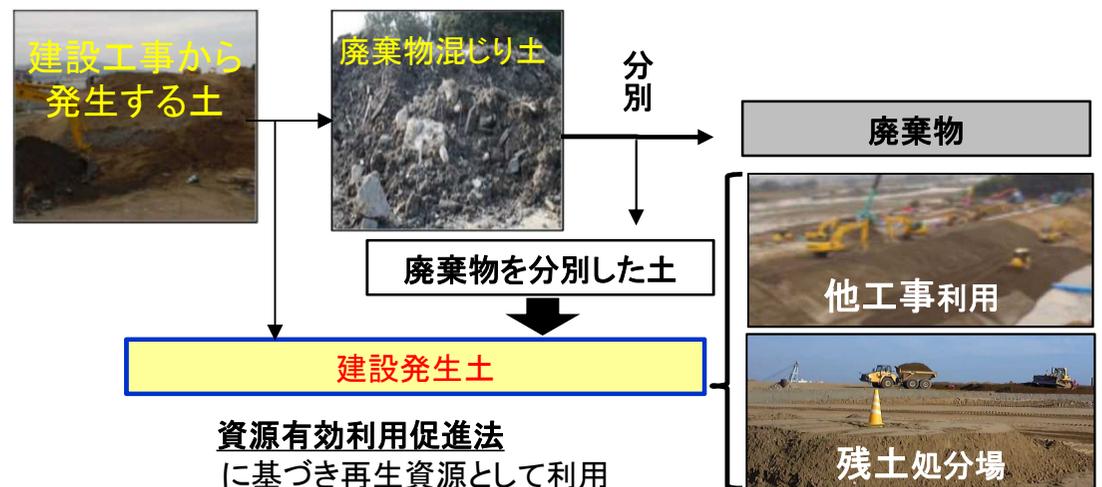
- 建設発生土の適正利用
- 循環型社会の実現のための建設資材の再資源化推進

### (問題)

- ・ 不法・危険な盛土の発生原因となる建設発生土について、適正利用に向けた検討が必要。
- ・ 今後排出量の増大が見込まれる資材について、さらなるリサイクルの推進に向けた検討が必要。

### (予算要求内容)

- ・ 建設発生土の適正な利用促進について調査・検討
- ・ リサイクル特定品目の指定の追加や現場における分別・解体等に関する施策を検討



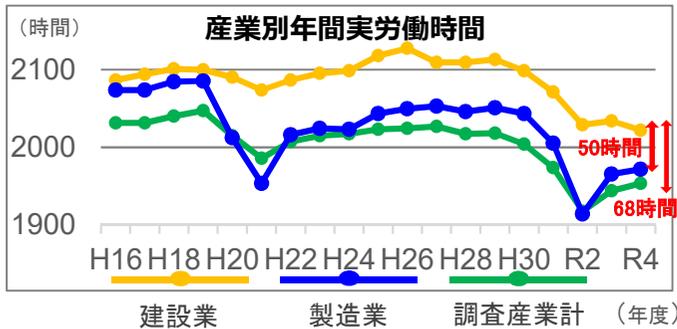
# 働き方改革等による建設業の魅力向上

令和6年度予算概算要求額: 285百万円

○建設業は将来の担い手確保が喫緊の課題であるため、建設業の2024年問題の解決、魅力的な産業の実現に向け、働き方改革の推進に係る実態調査、処遇改善の促進、女性や若者の入職・定着の促進等に係る経費を要求。

## 課題① 建設業従事者の働き方改革・処遇改善

○ 他産業と比べ、給与や休暇取得、労働時間等待遇で劣後



(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」パートタイムを除く一般労働者

### (問題)

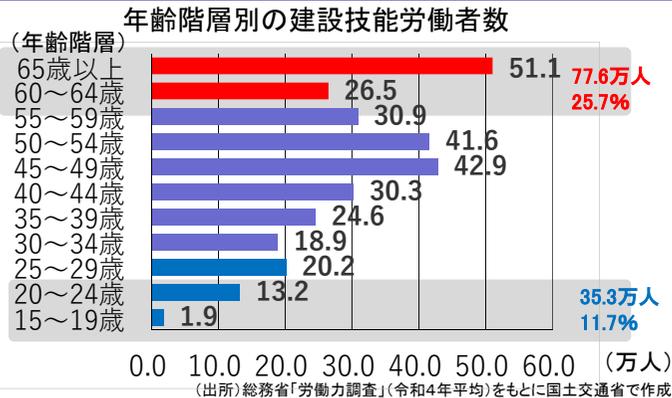
- 建設業は他産業と比較して労働時間が長く、休暇も十分に取得できていない。
- 技能労働者の賃金水準は低い傾向。
- 社会保険加入逃れを目的とした一人親方化(請負契約化)が顕在化。
- 安全衛生経費の費用負担について、元請・下請間で費用負担の認識のずれから経費の確保が不十分。

### (予算要求内容)

- 適正な工期設定の周知・啓発、ICTの活用等による生産性向上の取組の普及促進
- 地方自治体に対し、休日の考慮や適正な利潤の確保等について働きかけ
- 効率的な技術者配置等のための調査検討
- 一人親方における社会保険加入状況の実態調査
- 安全衛生経費の適切な支払いのためのフォローアップ

## 課題② 女性や若者の入職、定着の促進・魅力ある職場づくり

○ 建設業は若手入職者が不足している



(出所)総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

### (問題)

- 中小建設業者において、女性も含めた労働者にとって働きやすい職場環境の整備。
- 中学生以下の若者へ建設業の魅力伝える機会の不足。
- 生産性向上の取組強化の必要性。

### (予算要求内容)

- 女性行動計画の改定・中学生への建設業の魅力発信
- 生産性向上の取組事例集の作成・横展開を実施

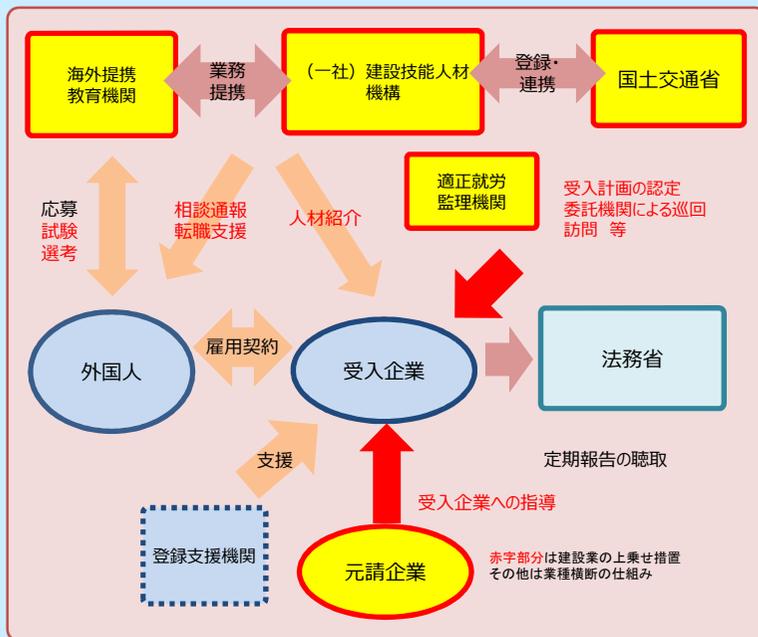
# 建設分野における外国人材の円滑・適正な受入れ

令和6年度予算概算要求額：190百万円

○日本が「選ばれる国」であり続けられるよう、外国人材の共生・定着を図る調査を実施すると共に、引き続き外国人材の適正就労監理に係る経費や、急増する建設特定技能受入計画の申請に対応し、円滑な審査を行うための審査軽減ツールの導入等に係る経費を要求。

## 【背景】

### ＜①特定技能1号（建設）の仕組み＞



### ＜②国際労働市場における日本＞



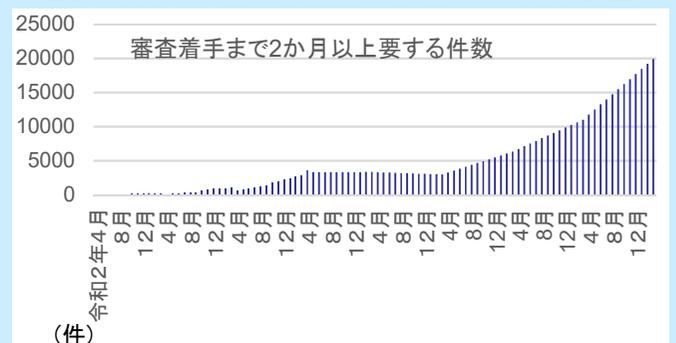
出典：第一生命作成資料より引用

### ＜③技能実習制度における高い失踪率＞



出所：出入国在留管理庁公表情報（監理団体一覧 行政処分等、失踪者数ほか）（令和3年）

### ＜④受入計画の申請・認定件数の状況および今後の展望＞



出所：外国人就労管理システムのデータより作成

## 【施策の内容】

### ①特定技能外国人等の円滑な受入れの促進

- ・海外試験実施のための現地調査・環境整備
- ・外国人材の共生・定着を図る調査及び施策の実施

### ②外国人材の適正な就労の監理

- ・受入企業に対する適正就労監理機関による監査・特別監査
- ・技能実習、特定技能について、受入企業に対する情報共有・協議のための協議会の実施
- ・外国人材受入れ状況（賃金水準を含む）に係る実態把握調査
- ・外国人材就労管理システムの維持・運営、審査軽減のためのツールの導入

## 特 集

### 令和4年度 建設業取引適正化センターの活動状況について

#### 1. センター設立の目的・概要及び実施体制

建設業取引適正化センター業務は、建設業における競争の激化に伴い増大しています。元請・下請間等の建設工事の請負契約をめぐるトラブル・苦情、相談等、行政指導による問題解決が困難な工事代金の未払い等について、紛争解決やトラブル防止に向け、相談者に助言を行うとともに、建設業法及び関係法令違反と思われる相談案件に対しては所管行政機関の紹介を行う等により、可能な限り円滑な解決が図られるよう紛争解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とするものです。

具体的には、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、発注者や建設業者が建設業取引適正化センター（以下「センター」という。）に相談を申し込むことにより、紛争相談を担当する弁護士等の有識者（以下「相談指導員」という。）や相談員に無料で相談できる制度です。

センターは相談者の利便性を考慮して東京及び大阪に設置し、またこれらを統括する建設業取引適正化推進本部を建設業適正取引推進機構内に組織して、本部長、管理技術者を置いています。

センター東京及びセンター大阪の設置場所等は次のとおりです。

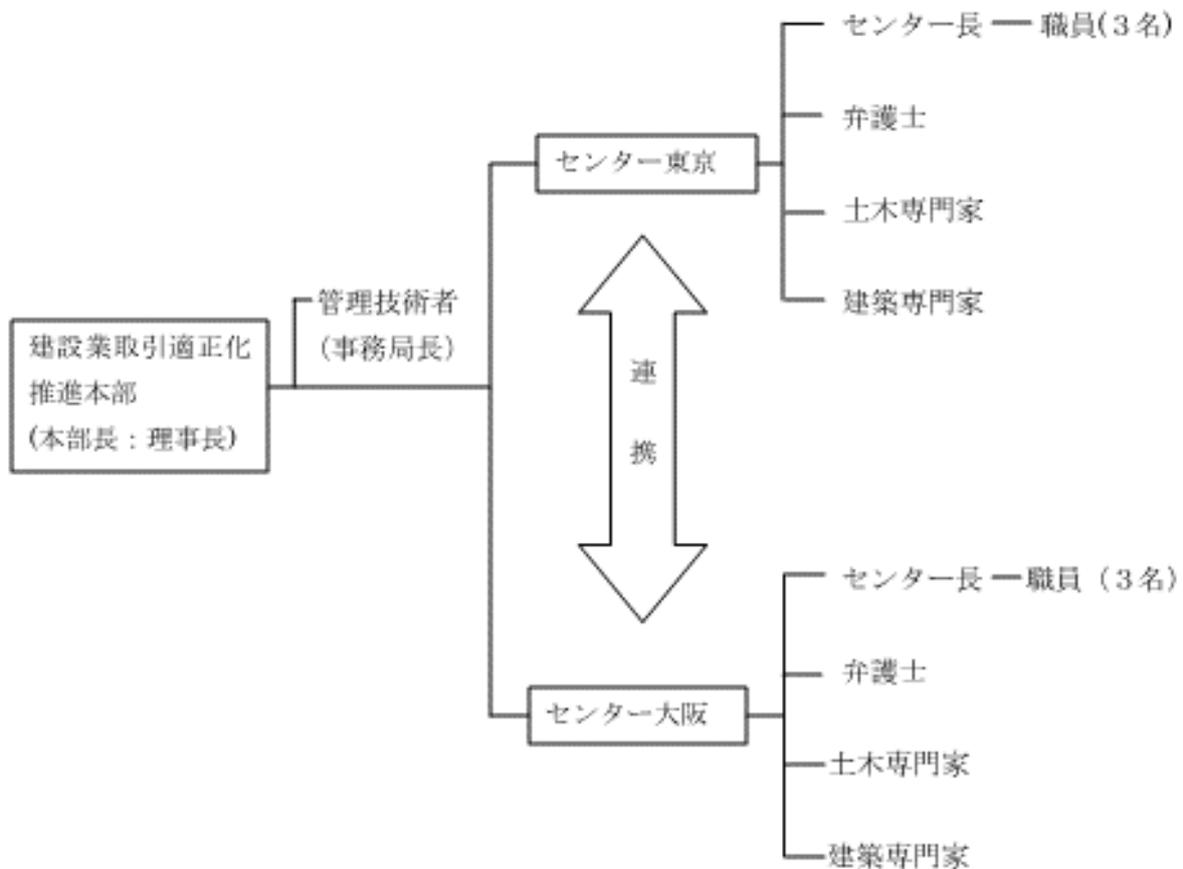
センター東京	東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル3F 電話 03-3239-5095
センター大阪	大阪府大阪府中央区上町A-12 上町セイワビル 3F 電話 06-6767-3939

センター東京及びセンター大阪には、建設業の取引について専門的な知識を有する相談員及び相談指導員をそれぞれ置いています。

相談指導員には、弁護士、土木専門家、建築専門家等、いずれも建設業の実務に精通した者から選定されています。弁護士はセンター東京に月3回、センター大阪に月3回、土木専門家及び建築専門家はセンター東京に月2回、センター大阪に月2回勤務することとしています。

なお、以上に述べたセンターの組織体制は、次のとおりです。

【建設業取引適正化センター組織図】



## 2. 業務の実施について

### (1) 相談業務の手続き

相談業務は、次のような基本の方針に基づき実施しています。

- ① 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、応対した相談員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ② 郵便、FAX又は電子メールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に、相談者の氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、相談に応じています。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時・場所を決めて相談指導員等が対応しています。

### (2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約にめぐる紛争は、限定された分野の定型的な紛争のように捉えられがちですが、実際に持ち込まれる紛争の内容は多種多様です。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向などは個別性が強いいため、センターとしては、概ね次のとおり個別の相談に対応してきています。

- ① 相談者の主張、説明を十分聴取した上で、これを整理して建設業法や同法のガイドライン等の考え方を説明し助言します。

- ② 相談者の話を十分に聴取した上で何を主張したいのか、論点の整理をしつつ助言を行うように努めています。
- ③ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、裁判所への申し立て手続き及び建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しています。
- ④ 相談者から求めに応じて、建設業法並びに労働基準法等関係法令を所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相談センター等の紹介を行っています。

### 3. 相談件数

#### (1) 相談件数の推移

建設業取引適正化センターは、平成21年7月29日に東京（センター東京）及び大阪（センター大阪）で開設して以降、平成22年度から令和4年度まで継続して設置しております。

その間に受け付けた相談件数の年度別推移は表1のとおりで、累計で約1万9千件に上っています。

近年の傾向として、平成30年度までの数年間は1,200～1,300件台に留まっていたましたが、令和元年度に6年ぶりに1,400件台となり、令和2年度は1,350件と減少したものの、令和3年度は1,408件、令和4年度は1,528件と2年連続の増加となり、10年ぶりに1,500件を超える件数となりました。

なお、センター東京とセンター大阪の割合は概ね6：4～7：3で推移しています。

表1 過去12年間の相談件数の年度別推移(件)

年度	センター東京	センター大阪	合計	対前年度比(%)
平成23年度	921	595	1,516	0.4
平成24年度	1,038	638	1,676	10.6
平成25年度	848	597	1,445	△13.8
平成26年度	802	478	1,280	△11.5
平成27年度	813	450	1,263	△1.3
平成28年度	920	428	1,348	6.7
平成29年度	896	468	1,364	1.2
平成30年度	866	461	1,327	△2.7
令和元年度	950	524	1,474	11.1
令和2年度	896	454	1,350	△8.4
令和3年度	974	434	1,408	4.3
令和4年度	954	574	1,528	8.5
累計(※)	12,314	6,807	19,121	—

※ 平成21～22年度分を含みます。

### (3) 相談アクセスの経路

表2は相談アクセスの経路で、相談者に対して適正化センターの存在を何で知ったか聞いた結果です。

令和4年度の大きな特徴は、昨年度まで、機構ホームページ等経由(33.4%)、下請駆け込み寺等経由(26.8%)の2つが全体の約6割を占めていましたが、令和4年度は、労働基準監督署経由が前年度の153件から353件と大きく増加し、全体に占める割合が23.1%となり、上記の2つに迫る構成比率となっています。

「労働基準監督署経由」の相談は、建設現場での下請負等の就業形態の特異性から「雇用」か「請負」かの区別が判然としない事情もあって適正化センターに回されてくるケースが依然として多くなっています。

表2 相談アクセスの経路

		令和4年度		令和3年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	機構ホームページ等	375	24.5	470	33.4
2	リーフレット	10	0.7	8	0.6
3	業界紙・業界団体	1	0.1	5	0.4
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	115	7.5	175	12.4
5	都道府県(市町村)	71	4.6	62	4.4
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	398	26.0	378	26.8
7	建設工事紛争審査会	16	1.0	16	1.1
8	公正取引委員会	151	9.9	104	7.4
9	労働基準監督署	353	23.1	153	10.9
10	消費者センター等	6	0.4	11	0.8
11	同業者	2	0.1	7	0.5
12	その他	28	1.8	19	1.3
合計		1,528	100.0	1,408	100.0

## 4. 相談内容

### (1) 紛争内容類型別件数

表3は紛争内容類型別件数ですが、紛争内容の中では「下請代金の争い」が882件、57.7%と約6割を占めています。「下請代金の争い」にほぼ共通しているのは、契約当事者間において下請契約書や注文書・請書の取り交わしがなく、書面による契約行為の重要性の認識に乏しいことです。また、上位請負業者から注文書が出される場合であっても、単に工事箇所と金額だけが記載されている程度の簡略な注文書によって工事に着手しているという状況も見られます。

表3 紛争内容類型別件数

		令和4年度		令和3年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	工事瑕疵	52	3.4	80	5.7
2	工事遅延	11	0.7	19	1.3
3	工事代金の争い	27	1.8	28	2.0
4	契約解除	39	2.6	42	3.0
5	下請代金の争い	882	57.7	678	48.2
6	その他	517	33.8	561	39.8
合計		1,528	100.0	1,408	100.0

このほかの紛争事案は少数ですが、「工事瑕疵」3.4%、「契約解除」が2.6%、「工事代金の争い」1.8%、「工事遅延」0.7%となっています。

「工事瑕疵」では下請の施工上のミスによる事後的なトラブルが多いですが、下請側からみればその責任の所在や費用分担割合を問題にされるケースが見られます。

「契約解除」は、建設工事において元・下間での施工状況や代金支払いをめぐるトラブルにより上位から下位に、あるいは下位から上位に対して契約を解除して現場からの排除や離脱をするトラブルで、それに伴う損害賠償請求が問題となっています。

「その他」は517件、33.8%ですが、上記の紛争内容類型に該当しない相談内容で、建設業法令等関係の問い合わせや請負工事契約や事業実施上の問題の相談も多くなっています。

### (2) 元・下間のトラブル原因類型別件数

表4は元・下間のトラブル原因類型別件数です。「債権額は確定しているが不払い」が最も多く、56.3%を占めています。債権額が確定しているにもかかわらず不払いとな

っている事情としては、「(何ら)理由を示さ(れ)ず」が多く、続いて「資金繰りが厳しい」、「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」等が挙げられます。

一方、「請負契約の内容が不明確なため不払い」は5.7%と少ないですが、契約内容が明確でない場合でも下請代金の請求金額自体に争いのない場合は「債権額は確定しているが不払い」に分類していることによります。

「工事施工不良(出来栄え)を理由として減額・不払い」2.7%では、元請側は当初は下請の出来栄えに対する態度を明らかにせず、下請から下請代金支払のための法的措置を講ずる旨の催告等が告げられた段階で、その施工不良を理由とする不払いを主張してくるケースがあります。また、元請から下請の瑕疵工事に伴う相殺主張も見受けられるなど、下請側からみれば元請との下請代金不払い問題はより複雑、深刻化している実態もあります。

表4 元・下間のトラブル原因類型別件数

		令和4年度		令和3年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
A	債権額が確定しているが不払い	497	56.3	359	53.0
B	請負契約の内容が不明確なため不払い	50	5.7	47	6.9
C	工事施工不良(出来栄え)を理由として減額・不払い	24	2.7	19	2.8
D	相手方の失踪等	27	3.1	23	3.4
E	相手方の倒産等	27	3.1	13	1.9
F	赤伝処理等	142	16.1	123	18.1
G	追加工事等に伴う追加額の 不払い	49	5.6	46	6.8
H	その他	66	7.5	48	7.1
合計		882	100.0	678	100.0

「追加工事等に伴う追加額の不払い」5.6%では、施工途中での変更・追加工事に際して書面による変更・追加契約がなされないまま完了を迎え、事後的に契約の有無や請負工事金額の範囲内か否か等でトラブルとなるケースが多くなっています。

「赤伝処理等」16.1%では、国交省の「建設業法令遵守ガイドライン」の指導等も反映し、従前、建設業者間において法令違反意識のなかった残工事のサービス処理や安全協力会費の強制徴収のトラブルが表面化しているものと推察されます。

「相手方の失踪等」や「相手方の倒産等」による不払い件数は2~3%と例年少ないですが、これらは主として零細事業主が事業資金を他に流用したりして資金繰りがつ

かず倒産に至る事態で、ほとんどの場合代金回収困難か、不可能となる事案です。

「その他」7.5%では、工事施工をめぐるトラブル等で工事を中断・現場離脱したところ、元請から支払を拒否されたという事態など他の類型では区分できない様々な原因が含まれています。

### (3) 元・下間のトラブル当事者請負階層別件数

表5は元・下間のトラブル当事者請負階層別件数ですが、下請業者の中でも1次下請、2次下請、3次下請をあわせると約86%と大きな割合を占めています。

これは、件数の多い小規模工事における1次下請や2次下請などの存在が大きく影響しているものの、2次・3次の下請間のように、2次が上位1次から請負代金を貰えないから3次に支払えないとする不払いの連鎖が増加している等重層下請構造から生ずる問題も考えられます。

表5 元・下間のトラブル当事者請負階層別件数

		令和4年度		令和3年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	1次下請	310	35.1	220	32.5
2	2次下請	258	29.3	185	27.3
3	3次下請	193	21.9	163	24.0
4	4次下請	91	10.3	80	11.8
5	5次下請	28	3.2	21	3.1
6	6次下請以下	1	0.1	8	1.2
7	その他	1	0.1	1	0.1
合計		882	100.0	678	100.0

### (4) 建設工事業種別件数

表6は建設工事業種別件数です。29業種のうちしゅんせつ工事を除くほぼ全業種に亘り、その割合はとび・土工・コンクリート工事22.4%、内装仕上工事13.4%、電気工事、塗装工事が約9%、管工事、解体工事が約8%の順で多く、大工工事6.7%、建築一式工事5.7%等と続いています。土木一式と建築一式は、総合工事であることから発注件数が多い割に相談件数は少なくなっています。

専門工事の中でとび・土工・コンクリート工事が最も多い要因としては、一般的な土木・建築工事において下請工事となることが多く、とび工事・土工事・コンクリート工事が業種の分類上一括りにされていることに起因しています。

また、内装仕上工事は店舗、事務所等の工事のほか、近年マンションの室内リフォーム工事が増加してきており、そこでの現場環境がトラブル等を生じさせているものと推察されます。

表6 建設工事業種別件数

		令和4年度		令和3年度	
		件数	構成比%	件数	構成比%
1	土木一式工事	14	0.9	22	1.6
2	建築一式工事	87	5.7	88	6.2
3	大工工事	102	6.7	99	7.0
4	左官工事	13	0.9	11	0.8
5	とび・土工・コンクリート工事	343	22.4	310	22.0
6	石工事	3	0.2	1	0.1
7	屋根工事	18	1.2	13	0.9
8	電気工事	132	8.6	125	8.9
9	管工事	127	8.3	116	8.2
10	タイル・れんが・ブロック工事	24	1.6	27	1.9
11	鋼構造物工事	20	1.3	14	1.0
12	鉄筋工事	19	1.2	7	0.5
13	舗装工事	9	0.6	8	0.6
14	しゅんせつ工事	0	0.0	0	0.0
15	板金工事	5	0.3	6	0.4
16	ガラス工事	1	0.1	2	0.1
17	塗装工事	139	9.1	95	6.7
18	防水工事	31	2.0	45	3.2
19	内装仕上工事	204	13.4	170	12.1
20	機械器具設置工事	25	1.6	29	2.1
21	熱絶縁工事	5	0.3	5	0.4
22	電気通信工事	27	1.8	33	2.3
23	造園工事	5	0.3	6	0.4
24	さく井工事	0	0.0	1	0.1
25	建具工事	9	0.6	5	0.4
26	水道施設工事	6	0.4	14	1.0
27	消防施設工事	2	0.1	3	0.2
28	清掃施設工事	0	0.0	1	0.1
29	解体工事	114	7.5	87	6.2
99	その他・不明	44	2.9	65	4.6
合計		1528	100.0	1408	100.0

(注) 建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる29業種である。

## 5. 相談業務の今後の課題

### (1) 広報活動の充実・強化

適正化センターの相談件数は年間千数百件もの多数に上っていますが、これまでの広報活動はホームページでの案内、関係機関へのリーフレット配布、建設業取引適正化推進月(期)間等での周知により実施してきており、その成果と考えられます。

適正化センターの相談には、駆け込みホットライン等のほか、下請かけこみ寺、労働基準監督署、公正取引委員会等各関係機関からの紹介も相当数見られます。

これら他の関係機関との連携を図っていくことは、今後における適正化センターの実効ある相談業務を遂行するためにも重要な課題となっており、引き続き相談事業の幅広い広報活動の推進を図っていく必要があると考えています。

また、東京・大阪の2ヶ所において相談に対応できる体制としていることを踏まえ、効率的・効果的な制度運用が図られるよう、相談者の地域に応じた利用を促す周知もしていく必要があると考えています。

### (2) 相談体制の充実・強化

適正化センターの相談事案は建設工事の請負契約をめぐるトラブルを対象にしていることから「相談者毎に異なる多種多様な事情」や、「相談者自身の建設業法等関係法令知識の程度も様々」であるため、その対応に時間を要し通常で20～30分、なかには1時間程度を要するなど個別事案への丁寧、適切な対応のための専門的な知識・ノウハウが必要となっています。

最近の相談内容では、請負契約上のトラブル相談以外の関係法令相談や請負契約方法、さらには事業経営上の判断や指導を求めてくる事案も増えてきています。

これらの幅広い相談事案への対応のためには、建設業法、民法等関係法令の知識はもちろん、相談者の抱える相談内容の事実関係を適切に把握するための幅広い業界知識の習得、また相談者の心情をも理解した懇切丁寧な問題解決等の方向性へのアドバイスが求められてきており、それらの要請に応えるための相談員や相談指導員の確保等相談対応体制の充実・強化を図っていく必要があると考えています。

あわせて、適切な相談業務実施のため、業務処理の効率化、合理化を図っていく必要があると考えています。